平成２４年（フ）第４９９０号
東京都杉並区久我山２丁目15―４―101
破産者　中村　善幸
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５００５号
千葉県旭市蛇園5601―５
破産者　塙　　登
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１１号
東京都福生市福生2445―29　メゾン牛浜202号、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区中央３丁目32番17号
破産者　株式会社システム情報管理
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１２号
東京都福生市大字福生2445―29　メゾン牛浜202号
破産者　野口　正人
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８６号
埼玉県新座市馬場４丁目７―18　クレセントハイツ21―108
破産者　川口　末広
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２４７号
東京都荒川区西日暮里２丁目８―２　大日本交通株式会社日暮里営業所
破産者　辛川　賢二
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６８号
東京都大田区東雪谷５丁目８―１―101
破産者　藤原　智恵
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７４号
東京都豊島区千川１丁目29―１―201
破産者　青戸　賢剛
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６６０号
千葉県市原市根田１丁目６―７―201
破産者　堀之内昭洋
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８６号
東京都目黒区中町１丁目11番10号
破産者　ＳＥＶＥＮ　ＵＮＤＥＲ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８７号
神奈川県相模原市南区鵜野森１―38―１　ボナール町田Ａ301
破産者　伊崎　真一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７７９号
神奈川県川崎市川崎区川中島１丁目23―18―102
破産者　高橋　明宏
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９２０号
東京都大田区大森東５丁目26番５号
破産者　株式会社傍楽
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９２１号
東京都大田区萩中１丁目５―24―101
破産者　金輪　大地
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６３号
埼玉県加須市花崎北２丁目16番地１Ａ―511
破産者　株式会社アルテック
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６０号
長崎県佐世保市干尽町５番地17
破産者　株式会社山本塗料店
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６１号
長崎県佐世保市高天町８番20号
破産者　有限会社ワイケー化工
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６３号
神奈川県横浜市中区本牧原21―３―410
破産者　山本　瑞代
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６８号
東京都新宿区神楽坂３―２―20―211、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋浜町２丁目47番３号　浜町パークサイドＭＩＮビル４Ｆ
破産者　株式会社ブレーン・ハチジュウ
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９６号
東京都町田市金森777　第６都営金森４―609
破産者　有本　幸夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２９７号
東京都町田市金森777　第６都営金森４―609
破産者　有本ふみ江
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１６号
千葉県四街道市栗山1052番地の６
破産者　株式会社昭永コンピューター
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部